

高知県自然環境保全条例施行規則をここに公布する。

○高知県自然環境保全条例施行規則

(昭和 49 年 4 月 18 日規則第 29 号)

改正 昭和 63 年 10 月 7 日規則第 55 号 平成 4 年 3 月 25 日規則第 4 号
平成 10 年 4 月 10 日規則第 66 号 平成 12 年 3 月 28 日規則第 55 号
平成 13 年 8 月 10 日規則第 129 号 平成 14 年 3 月 29 日規則第 28 号
平成 14 年 7 月 30 日規則第 75 号 平成 15 年 6 月 20 日規則第 85 号
平成 16 年 7 月 30 日規則第 88 号 平成 17 年 8 月 5 日規則第 110 号
平成 18 年 7 月 28 日規則第 94 号 平成 19 年 12 月 25 日規則第 141 号
平成 22 年 6 月 29 日規則第 55 号 平成 23 年 9 月 27 日規則第 56 号
平成 23 年 12 月 28 日規則第 77 号 平成 27 年 5 月 29 日規則第 47 号
平成 28 年 11 月 1 日規則第 69 号

高知県自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県自然環境保全条例(昭和 48 年高知県条例第 27 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、この規則で定めるものを除くほか、条例において使用する用語の例による。

(県自然環境保全地域として指定することができる土地の区域)

第 3 条 条例第 14 条第 1 項第 5 号の規則で定める土地の区域は、植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とする。

(県自然環境保全地域の指定等の案の公告)

第 4 条 条例第 14 条第 4 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、高知県公報に登載してするものとする。

(1) 県自然環境保全地域の名称

(2) 県自然環境保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域

(3) 県自然環境保全地域の指定又は拡張の案の縦覧場所

2 条例第 15 条第 4 項において準用する条例第 14 条第 4 項の規定による公告は、次に掲げる事項について、高知県公報に登載してするものとする。

(1) 県自然環境保全地域に関する保全計画の決定又は変更の案の概要

(2) 県自然環境保全地域に関する保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(公聴会)

第5条 知事は、条例第14条第6項(同条第9項及び条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の開催の日の3週間前までに高知県公報に登載してするものとする。

第6条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第7条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

第8条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第9条 公述人及び前条第2項の規定に基づき発言を許された者(次項において「公述人等」という。)の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 議長は、公述人等が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

第11条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(県自然環境保全地域における保全のための施設)

第12条 条例第16条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- (2) 排水施設及び廃棄物処理施設
- (3) 植生復元施設、病虫害等除去施設、砂防施設及び防火施設
- (4) 給餌施設及び養殖施設

(特別地区内における行為の許可の申請)

第13条 条例第17条第4項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所

- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
(特別地区内における行為の許可基準)

第14条 条例第17条第6項の規則で定める基準は、別表第1に定めるとおりとする。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国等の行為)

第15条 条例第17条第10項第3号の規則で定める行為は、別表第2に定めるとおりとする。

(特別地区内における許可等を要しない行為)

第16条 条例第17条第10項第4号の規則で定める行為は、別表第3に定めるとおりとする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国等の行為)

第17条 条例第18条第3項第5号の規則で定める行為は、別表第2に定めるとおりとする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第18条 条例第18条第3項第6号の規則で定める行為は、別表第4に定めるとおりとする。

(野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第19条 第13条第1項の規定は、条例第18条第3項第7号の許可について準用する。

この場合において、第13条第1項第2号中「行為の種類」とあるのは、「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第13条第1項の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(普通地区内における行為の届出手続)

第20条 条例第19条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日並びに第3項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 条例第19条第1項の規則で定める事項は、行為者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(普通地区内における届出を要する工作物の基準)

第21条 条例第19条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる建築物その他の工作物(以下単に「工作物」という。)の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物 高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル

(2) 道路 幅員2メートル

(3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ30メートル

(4) ダム 高さ20メートル

(5) 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ200メートル又は水平投影面積200平方メートル

(6) その他の工作物 高さ10メートル又は水平投影面積200平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国等の行為)

第22条 条例第19条第6項第4号の規則で定める行為は、別表第2に定めるとおりとする。

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第23条 条例第19条第6項第5号の規則で定める行為は、別表第5に定めるとおりとする。

(県自然環境保全地域に係る職員の権限)

第24条 条例第20条第2項の規定に基づき職員に行わせる権限は、条例第17条第4項若しくは第18条第3項の規定に違反した者、条例第17条第5項(条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可に付された条件に違反した者、条例第19条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に基づく処分に違反した者に対して、その行為の中止を命ずることとする。

(生態系維持回復事業の確認)

第25条 国又は県以外の地方公共団体が、条例第24条第2項の確認を受ける場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- ア 生態系の状況の把握及び監視
- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第26条 国及び地方公共団体以外の者が、条例第24条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 法又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請手続)

第27条 条例第24条第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第24条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書
(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第28条 条例第24条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請手続)

第29条 条例第24条第7項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 変更の内容
- (3) 変更を必要とする理由

(緑地環境保全地域における行為及び自然記念物に関する行為の届出手続)

第30条 条例第29条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日並びに第3項に規定する事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

- 2 前項の届出書には、第 13 条第 2 項各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 3 条例第 29 条第 1 項の規則で定める事項は、行為者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(緑地環境保全地域内において届出等を要する工作物の基準)

第 31 条 条例第 29 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準は、第 21 条各号に掲げる工作物の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない国等の行為)

第 32 条 条例第 29 条第 6 項第 2 号の緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのない行為で規則で定めるものは、別表第 2 に定めるとおりとする。

(緑地環境保全地域内における届出等を要しない行為)

第 33 条 条例第 29 条第 6 項第 3 号の緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのない行為で規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 別表第 3 の 5 に掲げる行為
- (2) 別表第 5 に定める行為(同表の 5 に掲げる行為を除く。)

(緑地環境保全地域等に係る職員の権限)

第 34 条 条例第 30 条において準用する条例第 20 条第 2 項の規定に基づき緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為について職員に行わせる権限は、条例第 29 条第 1 項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第 2 項の規定に基づく処分に違反した者に対して、その行為の中止を命ずることとする。

(証明書の様式)

第 35 条 次の各号に掲げる職員の身分を示す証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第 20 条第 3 項(条例第 30 条において準用する場合を含む。)に規定する証明書 別記第 1 号様式
- (2) 条例第 21 条第 2 項(条例第 30 条において準用する場合を含む。)に規定する証明書 別記第 2 号様式
- (3) 条例第 33 条第 4 項に規定する証明書 別記第 3 号様式

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(高知県自然保護条例施行規則の廃止)
- 2 高知県自然保護条例施行規則(昭和 47 年高知県規則第 77 号)は、廃止する。
(高知県自然保護基金管理規則の一部改正)

- 3 高知県自然保護基金管理規則(昭和 47 年高知県規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「高知県自然保護条例(昭和 46 年高知県条例第 27 号)第 6 条の規定により指定された自然保護地区内」を「高知県自然環境保全条例(昭和 48 年高知県条例第 27 号)第 18 条の規定により指定された高知県自然環境保全地域内又は同条例第 27 条の規定により指定された緑地環境保全地域内」に改め、同条第 4 号中「高知県自然保護条例第 7 条」を「高知県自然環境保全条例第 28 条」に改める。

附 則(昭和 63 年 10 月 7 日規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 25 日規則第 4 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 14 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 10 日規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日規則第 55 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 8 月 10 日規則第 129 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 28 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 7 月 30 日規則第 75 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 20 日規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 30 日規則第 88 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 8 月 5 日規則第 110 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 28 日規則第 94 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日規則第 141 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 29 日規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 27 日規則第 56 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日規則第 77 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 1 日規則第 69 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

1 工作物を新築することに係る基準

(1) 仮設の工作物((3)に掲げるものを除く。)の場合

ア 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物((3)に掲げるものを除く。)の場合

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 次に掲げる工作物の場合

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備

イ 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。別表第2の2において同じ。)その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

ウ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設

エ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

カ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)

キ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設又は同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設

ク 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第2号に規定するとう載漁船をいう。)を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。別表第3の1の(6)において同じ。)の構造の改善に関する事業に係る施設

ケ 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設

コ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設

サ 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(12及び別表第3の10を除き、以下「道路」という。)であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のも

の

シ 道路を管理するための建築物

ス 鉄道、軌道又は索道

セ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに附帯する建築物を含む。)

ソ 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設

タ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設

チ 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設

ツ 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物

テ 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設

ト 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

ナ 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)

ニ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

ヌ 教育又は試験研究を行うための工作物

ネ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設

ノ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

ハ 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

ヒ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和20年勅令第719号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

ヘ 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)

ホ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

マ 高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4条第1項の規定に基づき指定された県保護有形文化財又は同条例第30条第1項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

ミ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

ム アからオまで、キからクまで、ス又はソからハマまでに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

メ 条例第 17 条第 4 項の許可を受けた行為(条例第 22 条第 1 項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物

(4) (1)から(3)までに掲げる建築物以外の建築物(以下この(4)において「普通建築物」という。)の場合

ア 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であった土地

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(ウ) 現に存する建築物の敷地である土地

(エ) (ア)又は(イ)の土地に隣接する土地(道路又は水路を挟んで接する土地を含む。)

イ 当該普通建築物の高さが、10 メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが 10 メートルを超えるときは、当該従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前 6 月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

ウ 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいい、同令第 1 条第 2 号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200 平方メートル(当該新築がイの(ウ)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるときは、当該従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築がアの(ア)又は(イ)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

エ 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(5) (1)から(3)までに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の場合

ア 当該工作物の高さが、10 メートルを超えず、かつ、水平投影面積が 200 平方メートルを超えないこと。

イ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及

びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 工作物を改築することに係る基準

(1) 仮設の工作物((3)に掲げるものを除く。)の場合

ア 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物((3)に掲げるものを除く。)の場合

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 1の(3)に掲げる工作物の場合

当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) (1)から(3)までに掲げる建築物以外の建築物(以下この(4)において「普通建築物」という。)の場合

ア 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル(改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、当該改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

イ 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(5) (1)から(3)までに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の場合

ア 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

3 工作物を増築することに係る基準

(1) 仮設の工作物((3)に掲げるものを除く。)の場合

ア 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 地下に設ける工作物((3)に掲げるものを除く。)の場合

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 1の(3)に掲げる工作物の場合

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) (1)から(3)までに掲げる建築物以外の建築物(以下この(4)において「普通建築物」という。)の場合

ア 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル(増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、当該増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

イ 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

(ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

ウ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(5) (1)から(3)までに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の場合

ア 当該増築後の工作物の高さが、10メートル(増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、当該増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、当該増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。

イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

4 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更することに係る基準

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(1) 土地を開墾すること。

(2) 工作物でない道又は河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

(3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

(4) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

(5) 養浜のために土地の形質を変更すること。

(6) 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

5 鉱物を掘採し、又は土石を採取することに係る基準

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土

地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(1) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の区域内において、土石を採取すること。

(2) 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。

(3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を採採し、又は土石を採取すること。

(5) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

6 水面を埋め立て、又は干拓することに係る基準

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

7 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることに係る基準

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

8 木竹を伐採することに係る基準

当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

9 条例第17条第4項第7号の規定により知事が指定する区域内において、木竹を損傷することに係る基準

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

10 条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことに係る基準

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

11 条例第17条第4項第9号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)に係る基準

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

12 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第17条第4項第10号の規定により知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることに係る基準

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

13 条例第17条第4項第11号の規則で定める行為に係る基準

次に掲げる行為については、1 から 12 までの規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (1) 災害の防止のために必要やむを得ない行為
- (2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

別表第 2(第 15 条、第 17 条、第 22 条、第 32 条関係)

- 1 砂防法第 1 条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 2 海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- 3 地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 4 河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設(樹林帯(同項に規定する樹林帯をいう。)を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 6 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 7 港湾法第 2 条第 6 項の規定により港湾施設とみなされた施設であって、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がされているもの又は条例第 22 条第 1 項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
- 8 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道、同条第 4 号に規定する流域下水道又は同条第 5 号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第 28 条の 2 第 1 項の規定により県が実施する保全事業又は同条第 4 項の規定に基づき知事に協議しその同意を得た、若しくは知事に協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 10 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 11 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 12 1 から 11 までに掲げる行為に附帯する行為

別表第 3(第 16 条、第 33 条関係)

1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

- (1) 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
- (2) 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- (3) 測量法(昭和24年法律第188号)第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- (4) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条第1項若しくは第2項の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第17条第4項の許可を受けて設置されたもの(条例第22条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
- (5) 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
- (6) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (7) 海洋水産資源開発促進法第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
- (8) 道路(道路法第2条第1項に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- (9) 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
- (10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
- (11) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。
- (12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
- (13) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
- (14) 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を

新築すること。

(15) 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

(16) 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第141条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。

(17) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが20メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。)

(18) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

(19) 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

(20) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

(21) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

(22) 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における当該改築又は増築に限る。)

ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

イ 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの

ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

エ 旗ざおその他これに類するもの

オ 門、塀、給水設備又は消火設備

カ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備

キ 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

ク 高さが5メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

(23) 条例第17条第4項の許可を受けた行為(条例第22条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は1から12までに掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

(24) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

2 建築物の存する敷地内において、土地の形質を変更すること。

3 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

(1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(2) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

(3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は

土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。別表第4の3の(2)において同じ。)にあっては、知事に通知したもの)に限る。)

- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (3) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 5 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐する(単木択伐に限る。)こと。
 - (3) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 6 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 7 条例第17条第4項第7号の規定により知事が指定する区域内において、木竹を損傷することであって次に掲げるもの
 - (1) 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
 - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
 - (3) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - (5) 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (6) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (7) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (8) 高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)第12条第1項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。
 - (9) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - (10) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定に

よる防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(11) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(12) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

8 条例第 17 条第 4 項第 8 号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの

森林の整備及び保全を図るために条例第 17 条第 4 項第 8 号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。)

9 条例第 17 条第 4 項第 9 号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であって次に掲げるもの

(1) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第 17 条第 4 項第 9 号の規定により知事が指定するものに限る。以下この 9 において同じ。)を放つこと(同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この 9 において同じ。)

(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(3) 人の生命、身体又は財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬について次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

10 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第 17 条第 4 項第 10 号の規定により知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

(1) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(2) 海岸法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(3) 地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の

管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(4) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(6) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(7) 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(8) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(9) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限り。)

11 1から10までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域又は同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為又は森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の11第1号に掲げる事業若しくは工事を実施する行為

(2) 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為

(3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次に掲げるものを除く。)

ア 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

イ 用排水施設(幅員2メートル以下の水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)

ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

- エ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- オ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- (5) 学校教育法第 83 条の大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
- (6) 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財又は同法第 109 条第 1 項の規定に基づき指定され、若しくは同法第 110 条第 1 項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)
- (7) 高知県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき指定された県保護有形文化財又は同条例第 30 条第 1 項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)
- (8) 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 5 条第 6 項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下この(8)において「園内移動用施設である索道等」という。))又は同法第 18 条第 3 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが 13 メートルを超え、若しくは水平投影面積が 1,000 平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。))を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが 13 メートルを超え、又は水平投影面積が 1,000 平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。))を除く。))。
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (10) 工作物の修繕のための行為

12 1 から 11 までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第 17 条第 4 項第 1 号から第 5 号までに掲げる行為で森林法第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき指定された保安林の区域若しくは同法第 41 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づき指定された保安施設地区内において同法第 34 条第 2 項(同法第 44 条において準用する場合を含む。))の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる行為で同条第 3 項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

別表第 4(第 18 条関係)

- 1 別表第 3 の 1、5 の(2)から(5)まで又は 11 の(1)から(7)まで、(9)若しくは(10)に掲げる行為(同表の 1 又は 11 の(3)にあっては、工作物を新築することを除く。)
- 2 条例第 17 条第 3 項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹

を伐採すること。

3 1及び2に掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(2) 学校教育法第83条の大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に届け出たもの(国立又は公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。)

(3) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

(4) 建築物の存する敷地内で行う行為

4 1から3までに掲げる行為に附帯する行為

別表第5(第23条、第33条関係)

1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

(1) 別表第3の1に掲げるもの(同表の1の(19)、(22)及び(23)に掲げるものを除く。)

(2) 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

(3) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

(4) 幅員が4メートル以下の河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が4メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。)

(5) 条例第19条第1項の規定による届出(条例第22条第2項の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第19条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第4項の期間を経過したものに限る。)、1から7までに掲げる行為又は第21条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において、同条各号に規定する基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において、新築し、改築し、又は増築すること。

2 土地の形質を変更することであって次に掲げるもの

(1) 別表第1の4の(2)から(5)までに掲げるもの

(2) 第21条各号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、同条各号に規定する基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において、土地の形質を変更すること。

(3) 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが2メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
 - (1) 別表第1の5の(2)から(5)までに掲げるもの
 - (2) 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが2メートルを超える法(のり)を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 4 水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が200平方メートルを超えないもの
- 5 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
 - (1) 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (2) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 6 1から5までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 水産資源保護法第17条第1項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為
 - (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為(次に掲げる行為を除く。)
 - ア 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)
 - イ 用排水施設(幅員が4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が4メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。)
 - ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - エ 宅地を造成すること。
 - オ 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)
 - カ 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)
 - (3) 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為
 - (4) 別表第3の11の(4)から(10)までに掲げる行為(同表の11の(6)又は(7)に掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)
 - (5) 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。)
- 7 1から6までに掲げる行為に附帯する行為

別記第1号様式(第35条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 35 条関係)

身分証明書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 35 条関係)

身分証明書

[別紙参照]